

将来道路ネットワーク研究会設置要綱

平成28年12月12日決定

(設置)

第1条 将来の道路ネットワークについて、広域的な視点から多様な意見を聴取することを目的に、将来道路ネットワーク研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員の人数は、13人以内とする。

2 研究会に参加する委員は、学識経験のある者、関係機関及びその他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 研究会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から市長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、建設局建設企画部建設企画課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、決定の日から施行する。